

届出は結核対策の第一歩

結核と診断したら、感染症法に基づき直ちに最寄りの保健所へ届出をお願いします

迅速な届出が患者支援と感染拡大防止につながります

届出受理後の保健所の対応

確実な治療

結核診断後、患者さんの治療が終了するまで、医療機関や関係機関と連携しながら服薬確認等を行い、確実な内服治療を支援します

安心して治療

公費負担により患者さんの治療を支援します(入院及び通院医療費の公費負担については、医師の届出以降の適用となります)

結核まん延防止

届出に基づき疫学調査を行い、必要に応じて患者さんと接触のあった方の健康診断を行う等、結核のまん延を防止します

大阪府の結核発生動向

2025年に新たに1,172人が結核と診断され、全国で最も高い水準が続いています
結核患者は高齢者に多く、およそ4割が80歳以上となっています。また、近年は若年の外国生まれの患者数が増加しています

結核の主な症状

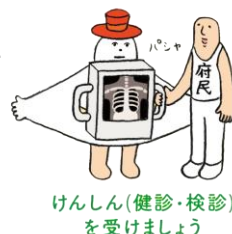
- ☐ 2週間以上続く咳
- ☐ 痰
- ☐ 微熱
- ☐ 食欲低下
- ☐ 体重減少

結核を疑ったら、胸部X線検査を

長引く咳や発熱、体重減少の場合は結核も鑑別にご検討ください。早期発見・早期治療のため、胸部X線検査と喀痰検査の実施をお願いします

高齢者は特徴的な症状が出ないことがあるため、早期発見のために定期健診(胸部X線検査)への受診勧奨にご協力ください

65歳以上の方は、感染症法に基づき市町村が実施する結核健診の年1回の受診が義務付けられています



結核と診断したら、直ちに最寄りの保健所へ届出をお願いします

①～⑤は全て届出対象です

- ①結核患者(確定例)
- ②無症状病原体保有者(潜在性結核感染症)
- ③疑似症患者
- ④感染症死亡者の死体
- ⑤感染症死亡疑い者の死体

- ◆ 結核は感染症法で2類感染症に規定されています
- ◆ 転院予定の場合でも、初めに結核と診断した医師が届け出てください
- ◆ 感染症法第12条の規定に基づく届出であり、個人情報保護法には抵触しません

届出は、より速く、より正確に

感染症サーベイランスシステムによる届出にご協力ください。迅速な情報共有が患者支援と感染対策を支えます

大阪府 感染症サーベイランスシステム



結核対策に役立つ情報を掲載中

結核医療費公費負担制度や、結核に係る定期健康診断などの情報を掲載しています。診療現場でご活用ください

大阪府結核対策情報

